

事 務 連 絡
平成21年10月19日

各都道府県水道行政主管部局 担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

「水道事業における高度浄水処理の導入実態及び
導入検討等に関する技術資料」の送付について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜りお礼申し上げます。

我が国の水道事業において、浄水方法の変更等により活性炭処理、オゾン処理、生物処理等の高度浄水処理を導入する場合には、原則として原水を用いた処理実験を実施し、処理の安全性・確実性の確認が行われています。他方、我が国において高度浄水処理の導入は着実に進みつつあり、既往の文献や導入実態に関するデータなどの技術的知見が集積されてきているところです。

このような状況を踏まえ、当課では、(財)水道技術研究センターへの委託調査により、水道事業における高度浄水処理の導入検討等の円滑化を図る観点からの検討を行い、今般、「水道事業における高度浄水処理の導入実態及び導入検討等に関する技術資料」をとりまとめましたので、送付します。

本技術資料では、水道統計や高度浄水処理が導入されている浄水場を対象としたアンケート調査の結果等を踏まえつつ、高度浄水処理に係る導入状況、施設諸元、運転条件や、水質（原水・処理工程・浄水水質）の分布状況等に関する情報を収集・整理し、我が国における高度浄水処理の現状を概観したとともに、最適浄水処理フローや最適施設諸元等の仕様を決定する際に確認すべき事項（安全性、確実性、経済性及び維持管理性）について解説を行っています。また、安全性・確実性の確認に関しては、原水を用いた処理実験の内容等を検討する際の留意事項、各高度浄水処理の特性等に応じた処理実験の内容や方法に関する検討のポイント等についても記載しています。

貴都道府県において、水道法（昭和32年法律第177号）の規定に基づく事業変更手続きに係る審査業務等を行う際の参考として、本技術資料をご活用ください。

また、貴都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者において、高度浄水処理の導入検討等を行う場合の参考として、本技術資料を活用するよう周知いただきますようお願いいたします。